

右及申(通)報候也

ル

別記 (一)

町民諸君に訴ふ

款項なる町民諸君よ、

我と染世留舎往業欠一月は四月三日、収入、傷獲、臨時休業の日は日給の一日分支給  
杯の二條件を提して款項致しませぬ、我々は何故かこの如き條件を工場主に提出し  
款項七かゝるを得ない儲候なきことと三つあるたの乎

款項確保、収入の保護請負仕事してある我々は園定労働を任上せねばおやりに  
増欠せる結果従業欠一月の収入減収を来し生活底下と脅迫を振舞したのてある故  
に我々は収入の保証を要求したのでありませぬ、臨時休業の日は日給一日分支給し  
不酌の機械の故障若しくは材料の欠乏等、依つて工場の場合に仕事を休ませる場合  
は日給の一日分を支給し、我々は一ヶ月満員に働いて漸く暑日、生活を送る業  
柄であるのに二ヶ月十日位か仕事がなく働かぬ場合は生活しえ行く事が出来ず  
ある故に収入の保証を要求したのであります

以上の理由を基き工場主が我等従業員一般の生活を顧みず、生活條件の低下、不安、窮  
乏、過剰な労働、如き状態の為に、おやんとし、我々の健康と生活権擁護のためやむ  
なくかくの如き條件を要求提出するに、あつたのであります

町民諸君よ、